

京都市職員の分限に関する条例附則第7項の規定による通知に関する規則を
公布する。

令和5年1月19日

京都市人事委員会
委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第3号

京都市職員の分限に関する条例附則第7項の規定による通知に関する規則

京都市職員給与条例附則第9項の規定の適用により給料月額が異動すること
となった職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、任
命権者が文書の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をも
って文書の交付に代えることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)